

校内ルール(不祥事防止の観点から)

〈サービスの根本基準〉

すべて職員は、全体の奉仕者であって公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。(地方公務員法第30条)

〈秘密を守る義務〉

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。(地方公務員法第34条)

〈指導に関すること〉

○教職員のふるまいは児童生徒のモデルとなることを自覚し、その言動に留意する。

○体罰はもちろん、不適切な指導が児童生徒を傷つけることがないように、十分に配慮する。

※体罰とは、身体に対する侵害行為(殴る、蹴る等)や、肉体的苦痛を与えるような行為(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)を指す。また、暴言や侮蔑的言動も、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為である。

○児童生徒の呼び名

・生活年齢を意識した呼び名、人権に配慮した呼び名とする。

○児童生徒との連絡(電話・メール)

・学校の電話を使用する。

・教職員の自宅、携帯電話の番号・メールアドレス、LINE等のSNSのIDなど直接やり取りできる情報は知らせない。

・生徒の携帯電話の番号・メールアドレス LINE等のSNSのIDなど直接やり取りできる情報は、取得しない。

※保護者了承の上、生徒指導係が、管理する。

・長期休業中の閉庁日などの連絡先は、学校携帯とする。生徒指導上、または緊急時にどうしても教職員の携帯電話で連絡を取る必要があると判断したとき
には、各部・学部教頭に相談する。

○個人情報の管理

・本校の情報セキュリティポリシーを理解して、個人情報の保護に努める。

○その他

- ・指導の際、密室状態にならないよう配慮する。
 - ※複数で対応する。
 - ※出入り口のドアが不透明な教室等で1対1になる場合は、出入り口を開けておく。なお児童生徒が授業に集中できるようにするため、教室のドアに目隠しの紙を貼る場合は、全面には貼らない。
- ・児童生徒を、教職員の車には乗せない。
 - ※児童生徒の生命にかかわる場合は救急搬送を要請する。
- ・現金の扱いには、慎重を期す。
- ・岡山県迷惑行為防止条例により、学校での盗撮行為等が規制されている（令和元年10月1日改正）ため、スマートホンやカメラを持っているときに盗撮あるいはそれと疑われるような行為をしない。児童生徒を個人の携帯電話・カメラ等で撮影しない、授業中に個人の携帯電話に出ない、個人の携帯電話を操作して授業で音源や映像等を使わない、授業中にメール等をしない（特別な場合を除き、個人の携帯電話を教室に持っていない）。
- ・画像や文書など、校外に授業や実習等に関するデータを持ち出す場合には、管理職に伝える。データ（または記録媒体）には、パスワードをかけておく。

ーコンプライアンスに関わる相談窓口ー

- ・岡山大学 総務・企画部 法務・コンプライアンス対策室
〒700-8530 岡山市北区津島中1丁目1番1号
電話:086-251-7146 FAX:086-251-7146
- ・岡山大学教育学部附属特別支援学校 コンプライアンス担当(副校長)